

ほけんだより がっ 5月

令和元年5月7日
都立白鷺特別支援学校
学校長：磯部淳子
作成者：堀内美鈴

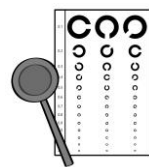
◆◇ 5月保健行事 ◆◇

日にち	検診名	対象者	備考
9日(木)	耳鼻科検診	全学年	9:00~
14日(火)	尿検査(二次)①	二次対象者 いちじみていしゅつしや 一次未提出者	10時までに保健室へ提出。
15日(水)	尿検査(二次)②	14日未提出者	10時までに保健室へ提出。
23日(木)	健康相談	希望者	9:00~(プリントにて詳細を配布済み)
29日(水)	歯科検診	2・3年生	9:00~(1年生は6月に実施します)
30日(木)	眼科検診	全学年	9:00~

~健康診断での様子~

先月、2・3年生に視力検査を実施しました。去年は両目で測定した人が今年片目ずつ測定できるようになっていたり、去年はマッチング(形を合わせる)で答えていた人が今年ランドルト環の指さしで答えられるようになっていたり…。

それぞれに成長の様子が見られた健康診断での一場面でした。

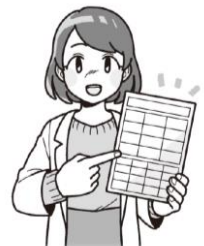


※保護者の皆さまへ※

□健康診断を行っています

現在、健康診断を実施しています。検診の結果、経過観察や受診が必要な対象者には個別に「結果のお知らせ」をお渡ししています。受診が必要な場合は、早めに医療機関を受診していただきますようお願いいたします。受診が終わりましたら、用紙を学校まで御提出ください。

所見がなかった人には、夏休み前に全員に配る「健康カード」にて、結果をまとめてお知らせします。



□学校感染症について

学校感染症にかかった場合は、医師の登校許可がなければ登校することができません。学校感染症と診断された場合はすぐに学校へお知らせください。裏面に「学校感染症からの回復による登校届」を載せていますので、御確認・御活用ください。

また、同じ物を本校ホームページにも掲載していますので御活用ください。



□ **薬**について確認してください.....

①臨時薬について

風邪薬や花粉症の薬等の一時的な服薬（服用する期間が〇日間と決まっている薬）があり、学校にいる間に服用する必要がある場合は、保護者の方がその旨を連絡帳に一筆御記入の上薬を持参してください。

（例：『風邪のため昨日受診しましたので、給食後に〇〇を〇錠服用させてください。』等）その際は、薬の説明書又はお薬手帳のコピーも付けていただくようお願いいたします。

連絡帳に記載がなく薬だけが入っていた場合、安全上保護者の方と電話等で確認が取れるまでは服用できません。お手数をおかけしますが、御協力をよろしくお願いいたします。



②昼の定時薬について

昼の定時薬（年間を通して毎日昼に飲む薬）については、主治医の意見書に記載がされていれば別途薬の説明書等を提出していただく必要はありません。毎日、1回分ずつ連絡帳に挟んで持参してください。

③薬の変更について

現在定時服薬されている方で服薬の内容（種類や量等）に変更があった場合は、お薬手帳又は薬の説明書のコピーを添付の上御連絡をお願いいたします。



◆◇ **5月25日は体育祭！！** ◇◆

5月に入り、体育祭に向けた練習も本格的になってきます。この時期は、気温が上がる日もあれば朝や夕方はまだ風が冷たかったりもします。上着を持ち、脱ぎ着して暑さ・寒さを調整しましょう。また、汗をかいたら拭くよう心がけ、風邪をひかないようにしましょう。

この時期は、体がまだ暑さに慣れていません。急な暑さで体調を崩さないよう、こまめに水分補給をしたり、日差しが強い日は帽子をかぶったりしましょう。

急な暑さにご用心

<p>調節しやすい衣服をチョイス</p>	<p>かわくまえに水分を補給</p>	<p>日ざしをよける</p>
----------------------	--------------------	----------------

新年度が始まって1か月が過ぎました。新しい生活に少しずつ慣れてきた反面、疲れも出てくる頃かもしれません。「ちょっと疲れたな」「体がだるい」と感じたら、睡眠を多めにとる等意識してゆっくりと過ごすよう心がけましょう。



保護者様

都立白鷺特別支援学校長
磯部 淳子

学校感染症から回復されたときの「登校届」提出のお願い

お子さんが学校感染症に罹患した場合、学校内での感染拡大を防ぐため、学校保健安全法施行規則により定められている出席停止の期間は登校ができません。出席停止の場合は、欠席の扱いになりません。

登校に際しては、御本人の回復はもちろんのこと、他への感染の恐れがなくなっからの登校となります。他への感染の恐れがないかどうかについては、必ず医療機関にて診察、御相談ください。登校される際には、「登校届」を保護者が記入の上、学校に御提出ください。

なお、病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

この用紙は、学校ホームページの「保健室より」からダウンロードできます。

御不明な点については、保健室までお問い合わせください。

連絡先：東京都立白鷺特別支援学校
TEL 03-3652-4151
副校長 濱島 隆幸
養護教諭 高橋 裕美
堀内 美鈴

学校感染症からの回復による登校届

東京都立白鷺特別支援学校長 殿

____年__組 生徒氏名_____

病名	インフルエンザ ・ 百日咳 ・ 麻疹 ・ 流行性耳下腺炎 風疹 ・ 水痘 ・ 咽頭結膜熱 ・ 結核 ・ 髄膜炎菌性髄膜炎 その他（ _____ ）
発症日	令和 ____年 ____月 ____日
出席停止期間	令和 ____年 ____月 ____日から ____月 ____日まで < 日間 >
医療機関名	

____年 ____月 ____日
保護者名 _____ 印

★学校感染症について

学校感染症にかかった場合、医師の許可がなければ登校することはできません。下記の、感染症の

種類と出席停止の期間を御参考ください。

学校感染症

種類	感染症の種類	出席停止の期間
第1種	・エボラ出血熱・クリミア・コンゴ熱・重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスである者に限る)・痘瘡・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	・インフルエンザ	・「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日を経過」するまで
	・百日咳	・特有の咳が消失するまで 又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹	・解熱した後3日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎	・耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで
	・風疹	・発疹が消失するまで
	・水痘	・すべての発疹が痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱	・主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎	・症状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで
第3種	・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス ・腸管出血性大腸菌感染症 ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症	症状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで

●「その他の感染症」

感染性胃腸炎、流行性嘔吐下痢症、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナなど。かかったときは医師の指示にしたがってください。

★インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザ!?
登校再開はいつになる?



原則 発症後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで出席停止です。



発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目

※1 発症日翌日を1日目と数えます。
※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。